

特別養護老人ホームへの円滑な入所のために

仙台市老人福祉施設協議会
仙 台 市

入所指針のご案内



1. 指針作成の趣旨

市内の老人福祉施設で構成する仙台市老人福祉施設協議会と、仙台市は共同で、入所の必要性が高い方から円滑に入所できるように、入所の必要性について、要介護度や認知症の程度、介護者の状況等の基準(下記参照)に基づいて点数化し、原則として点数の高い方から入所して頂くという内容の「特別養護老人ホーム優先入所指針」を作成しております。

この指針に基づいて入所決定が行われることで、入所の必要性が高い方から入所できるだけでなく、入所決定過程の透明性・公平性が確保されることで、入所決定に係る市民の皆さまの不安の解消に役立つものと考えております。

なお、平成27年4月1日以降、新たに入所する方については原則要介護3以上に限定されますが、要介護1又は2の方であっても、老人福祉施設以外での生活が著しく困難と認められる場合は、特例的に施設への入所が認められます。(以下「特例入所」という。)(特例入所の要件は裏面参照)

2. 優先入所基準の概要

次の要因ごとに100点満点で申込者の状況を点数化し、合計点数の高い方から優先して入所できます。

① 本人の状況 40点満点

要介護度等により点数化。要介護度5:40点～特例入所(介護サービス供給等不十分)の要介護1又は2:20点。ただし認知症による加算等あり。

② 介護者の状況 30点満点

介護者がいない場合:30点

介護者がいる場合:主たる介護者の身体・就労・年齢状況により30点～5点

③ その他の個別事情 30点満点

施設毎に申込者が置かれている状況等を考慮し、配点を定めます。

①②は市内各施設共通の基準、③は各施設でそれぞれ基準を設定しています。

3. 特例入所の要件

平成 27 年 4 月 1 日以降、新たに入所する方で、要介護 1 又は 2 の方は次のいずれかの要件に該当することが必要となります。

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
(認知症高齢者の日常生活自立度判定基準:Ⅲa 以上の方)
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
(認知症高齢者の日常生活自立度判定基準:Ⅲa 以上の方)
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

4. 申し込み方法

「入所申込書兼状況調査票」※に必要事項を記入の上、入所を希望される市内の特別養護老人ホームへお申し込みください。

※ 本市ホームページからダウンロードできます。また、次の施設にも備え付けてあります。

- 各区役所障害高齢課, 総合支所保健福祉課
- 市内の特別養護老人ホーム, 市内の地域包括支援センター

5. 問い合わせ先

○申し込み手続きについては
申し込みを希望される市内各特別養護老人ホームへ

○制度に関することについては
健康福祉局介護保険課(022-214-8318直通)
青葉区役所障害高齢課介護保険係(022-225-7211代表)
宮城総合支所保健福祉課福祉係 (022-392-2111代表)
宮城野区役所障害高齢課介護保険係 (022-291-2111代表)
若林区役所障害高齢課介護保険係 (022-282-1111代表)
太白区役所障害高齢課介護保険係 (022-247-1111代表)
秋保総合支所保健福祉課福祉係 (022-399-2111代表)
泉区役所障害高齢課介護保険係 (022-372-3111代表)